

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	平成26年度データに基づく乖離額 (A)	平成27年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (= A - B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	乖離の変動額				
					(E) (= C - D)	最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率が低下(0.835→0.833)したことによる影響額 (e②)	生活扶助基準が増加したことによる影響額 (e③)	住宅扶助実績値が増加したことによる影響額 (e④)
北海道	△5	16	△21	△9	△12	△16	2	1	2
青森	△18	16	△34	△25	△9	△16	2	3	2
岩手	△41	17	△58	△46	△12	△17	2	3	1
宮城	△15	16	△31	△20	△11	△16	2	2	1
秋田	△28	16	△44	△32	△12	△16	1	2	0
山形	△35	16	△51	△42	△9	△16	2	3	3
福島	△65	16	△81	△68	△13	△16	1	2	△1
茨城	△94	18	△112	△100	△12	△18	1	3	1
栃木	△69	18	△87	△74	△13	△18	2	2	2
群馬	△62	16	△78	△68	△10	△16	2	1	3
埼玉	△21	18	△39	△25	△14	△18	2	0	2
千葉	△37	19	△56	△41	△15	△19	2	0	2
東京	△21	19	△40	△24	△16	△19	2	△2	3
神奈川	△31	18	△49	△32	△17	△18	2	△5	4
新潟	△39	16	△55	△43	△12	△16	2	2	0
富山	△92	18	△110	△94	△16	△18	2	0	0
石川	△56	17	△73	△61	△12	△17	2	1	2
福井	△89	16	△105	△97	△8	△16	2	2	4
山梨	△99	16	△115	△104	△11	△16	2	3	0
長野	△81	18	△99	△86	△13	△18	2	2	1
岐阜	△77	16	△93	△84	△9	△16	2	2	3
静岡	△65	18	△83	△70	△13	△18	2	0	3
愛知	△77	20	△97	△80	△17	△20	1	0	1
三重	△111	18	△129	△117	△12	△18	2	1	3
滋賀	△71	18	△89	△78	△11	△18	2	2	3
京都	△21	18	△39	△26	△13	△18	1	0	3
大阪	△32	20	△52	△35	△17	△20	2	△3	4
兵庫	△15	18	△33	△19	△14	△18	2	0	2
奈良	△52	16	△68	△57	△11	△16	2	1	3
和歌山	△70	16	△86	△75	△11	△16	2	2	1
鳥取	△36	16	△52	△43	△9	△16	2	2	3
島根	△60	17	△77	△65	△12	△17	2	2	2
岡山	△31	16	△47	△36	△11	△16	2	1	2
広島	△14	19	△33	△18	△15	△19	2	0	3
山口	△86	16	△102	△90	△12	△16	2	1	1
徳島	△82	16	△98	△87	△11	△16	1	2	1
香川	△59	17	△76	△65	△11	△17	2	1	3
愛媛	△34	16	△50	△40	△10	△16	1	2	2
高知	△45	16	△61	△49	△12	△16	1	1	1
福岡	△40	16	△56	△45	△11	△16	2	1	2
佐賀	△69	16	△85	△75	△10	△16	1	3	2
長崎	△50	17	△67	△54	△13	△17	1	2	1
熊本	△49	17	△66	△54	△12	△17	1	2	1
大分	△48	17	△65	△53	△12	△17	2	1	2
宮崎	△58	16	△74	△62	△12	△16	1	2	1
鹿児島	△61	16	△77	△66	△11	△16	1	1	2
沖縄	△29	16	△45	△36	△9	△16	1	2	3

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数整理を行うため、E = e① + e② + e③ + e④とならない。